

香川高等専門学校知的財産委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校知的財産委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 委員会は、知的財産に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 知的財産の創出に関すること。
- 二 知的財産の帰属に関すること。
- 三 知的財産の新規性・出願の価値に関すること。
- 四 知的財産の管理・活用に関すること。
- 五 その他知的財産に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、高松キャンパス及び詫間キャンパスの次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 地域人材開発本部副本部長
- 三 地域イノベーションセンター長
- 四 みらい技術共同教育センター長
- 五 事務部長
- 六 その他校長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第六号の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(運営)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第一号の委員の中から校長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができ

る。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行する。